

**申告所得税及び復興特別所得税、（個人事業者の）消費税及び地方消費税の  
振替納税をご利用の皆様へ**

この度の令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様方に心からお見舞い申し上げます。

標記の振替納税については、今般、下表の「指定地域」を対象として国税に関する申告・納付等の期限の延長措置が図られたことを踏まえ、以下のとおり取り扱うことといたします。

指定地域
富山県、石川県

1 指定地域内に納税地を有する方

令和6年1月1日（月）以後に法定納期限が到来する申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の振替日については、別途国税庁告示で定める期日以降に改めて設定する日まで延長することといたしました。

当該国税庁告示で定める期日及び新たな振替日については、今後、被災された方々の状況に十分配慮して検討してまいります。

新しい振替日が決まりましたら、国税庁ホームページ等でお知らせするとともに、所轄税務署から個別にご連絡いたします。

2 指定地域以外の地域に納税地を有する方

令和6年1月1日（月）以後に法定納期限が到来する申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の振替日に変更はありませんが、今般の地震により被害を受けられた方につきましては、申告期限等の延長や納税の猶予の申請を所轄税務署に行っていただくことにより、振替日を変更できる場合がありますので所轄税務署にご相談ください。

また、申告期限等の延長や納税の猶予の申請を行っていただくことにより、令和6年1月29日（月）以後に振替日が到来する申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税について、振替納税が行われた後であっても、その納税額を還付できる場合がありますので、落ち着いた段階で所轄税務署へご相談いただきますようお願いいたします。